



# 山形県公報

令和6年7月26日(金)  
第523号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 液化石油ガス販売事業者の認定……………(置賜総合支庁総務課) ……820
- 指定納付受託者の指定……………(国際人材活躍・コンベンション誘致推進課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(高齢者支援課) ……同
- 介護保険法による指定情報公表センターの指定……………(同) ……821
- 基本測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……822
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……823
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……824
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……825
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(庄内総合支庁建設総務課) ……826
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……827

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(DX推進課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(下水道課) ……828

### 正 誤

**告 示**

**山形県告示第542号**

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	認定の種別	認定年月日
株式会社塩原屋 代表取締役 小松 祐一郎	長井市館町北6-11	第一号認定液化石油ガス 販売事業者	令和 6. 7. 3

**山形県告示第543号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社NTTデータ  
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
一般旅券発給手数料
- 3 指定年月日  
令和6年6月17日

**山形県告示第544号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
極楽麦酒本舗合同会社 米沢市中央二丁目3番18号	極楽麦酒本舗 米沢市中央二丁目3番18号	就労継続支援（B 型）	15名	令和 6. 7. 17

**山形県告示第545号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に歳入の収納の事務を委託した。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定年月日  
特定非営利活動法人エール・フォーユー  
山形市小白川町二丁目3番31号  
令和6年4月1日
- 2 委託業務の名称  
令和6年度山形県介護サービス情報の公表制度に係る指定情報公表センター業務
- 3 委託した収納の事務に係る歳入

介護サービス情報の公表等手数料

4 委託契約の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

**山形県告示第546号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の42第2項の規定により、指定情報公表センターを次のとおり指定した。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定情報公表センターの名称	指定情報公表センターの住所	情報公表事務を行う事務所の所在地	指定期間
特定非営利活動法人 エール・フォーユー	山形市小白川町二丁目3番31号	同 左	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

**山形県告示第547号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
米沢市
- 2 基本測量を実施する期間  
令和6年6月1日から令和7年2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

**山形県告示第548号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
鳥海山地区：酒田市及び飽海郡遊佐町  
蔵王山地区：山形市及び上山市
- 2 基本測量を実施した期間  
令和5年10月6日から令和6年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（火山土地条件図データ作成）

**山形県告示第549号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町
- 2 基本測量を実施した期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業の種類

基本測量（電子基準点測量）

---

**山形県告示第550号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施した地域

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東村山郡山辺町、西村山郡西川町、最上郡最上町、同郡真室川町、同郡大蔵村、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡庄内町及び飽海郡遊佐町

2 基本測量を実施した期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業の種類

基本測量（電子基準点測量）

---

**山形県告示第551号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

長井市草岡地内

2 公共測量を実施する期間

令和6年5月7日から同年6月28日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

---

**山形県告示第552号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

東置賜郡川西町大字西大塚、大字大塚、大字下小松及び大字小松地内

2 公共測量を実施する期間

令和6年7月10日から令和7年3月31日まで

3 作業の種類

公共測量（確定測量図作成）

---

**山形県告示第553号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

尾花沢市大字鶴子地内

2 公共測量を実施する期間

令和6年7月8日から同年11月29日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

**山形県告示第554号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

最上郡舟形町舟形地内

2 公共測量を実施した期間

令和4年9月30日から令和5年3月17日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第555号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

山形市大字長谷堂地内

2 公共測量を実施した期間

令和5年11月10日から令和6年2月26日まで

3 作業の種類

公共測量（水準点測量）

**山形県告示第556号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

東置賜郡川西町大字大塚地内

2 公共測量を実施した期間

令和5年11月13日から令和6年3月25日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

**山形県告示第557号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢平野土地改良区理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

南陽市宮崎、露橋、沖田、鍋田、島貫、高梨及び萩生田地内

東置賜郡川西町大字洲島地内

東置賜郡高畠町大字夏茂元津久茂地内

2 公共測量を実施した期間

令和5年10月1日から令和6年3月25日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

---

**山形県告示第558号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

長井市成田地内

2 公共測量を実施した期間

令和6年2月28日から同年3月29日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

---

**山形県告示第559号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

西置賜郡飯豊町大字小白川地内

2 公共測量を実施した期間

令和6年2月28日から同年3月29日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

---

**山形県告示第560号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

鶴岡市馬町地内

2 公共測量を実施した期間

令和5年12月7日から令和6年3月25日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

---

**山形県告示第561号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東置賜郡二井宿土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	志賀良弘	東置賜郡高畠町大字二井宿5435
同	中川清一	同 5939
同	大浦典雄	同 4260番地13
同	島津嘉男	同 2001番地1
同	島津和彦	同 1974
同	梅津正登	同 1224番地2
同	高橋陽一	同 198
監事	高橋四郎兵衛	同 5400
同	高橋広志	同 1675
同	中川弘一	同 5220
同	斎藤和之	同 3970番地1

## 山形県告示第562号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東置賜郡二井宿土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	中川清一	東置賜郡高畠町大字二井宿5939
同	大浦健一	同 980
同	島津勉	同 4536
同	島津嘉男	同 2001番地1
同	島津和彦	同 1974
同	長澤広幸	同 1957
同	高橋和浩	同 1814
監事	高橋広志	同 1675

同	長 沢 忠	同	5072
同	阿 部 完 二	同	5388
同	齋 藤 和 之	同	3970番地 1

**山形県告示第563号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 指定した道路の部分の区間 鶴岡市苗津町4番56から  
同 3番3まで（上り線に限る。）  
鶴岡市大東町14番27から  
同 日出一丁目3番58まで（下り線に限る。）
- 4 指定年月日 令和6年7月26日

**山形県告示第564号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域 西置賜郡白鷹町大字横田尻地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年7月16日から令和7年2月28日まで
- 3 作業の種類 基準点測量（3級基準点）

**山形県告示第565号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域 東根市大字羽入地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和6年7月25日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類 公共測量（基準点測量）

**山形県告示第566号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



- 1 都市計画の種類  
酒田都市計画区域、八幡都市計画区域及び遊佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
(1) 追加する部分 なし  
(2) 削除する部分 なし
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所  
(1) 期 間 令和6年7月26日から同年8月9日まで  
(2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所及び遊佐町役場
- 4 その他  
この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

#### 山形県告示第567号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有地第227号
- 2 指定の場所 東根市本丸南二丁目9837番の一部及び9838番4の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 52.02メートル
- 4 指定年月日 令和6年7月18日

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県大規模システム統合基盤に係る第二次導入分機器等運用保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2094
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年6月5日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号
- 5 随意契約に係る契約金額 47,708,100円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県大規模システム統合基盤FCスイッチ構築運用保守業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2094
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年6月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号
- 5 随意契約に係る契約金額 36,490,850円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年7月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県流域下水道事業公営企業会計システム運用保守及び新規稼働基盤への移行業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部下水道課流域下水道経営担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2661
- 3 落札者を決定した日 令和6年6月6日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 40,150,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年4月23日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 6. 3. 29	第490号	385	下から20	規則	規程
同 6. 28	第515号	719	24	同	豚